

## 第20回西和賀町議会臨時会

令和4年7月20日（水）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第20回西和賀町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、印刷配付のとおりであります。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、9番、早川久衛君、10番、淀川豊君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

次に、日程第3、諸報告を行います。町長より地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく町の第三セクターの経営状況書類の提出があり、これを受理しましたので、ご報告いたします。

本日の臨時会に出席を求めました内記町長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任した旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

内記町長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。副町長、刈田哲彦。総務課長、高橋三智昭。

以上であります。

議長 ここで、町長より行政報告のための発言を求められておりますので、この際これを許します。

内記町長。

町長 おはようございます。本日の臨時会、よろしく願いいたします。

それでは、私から3項目について行政報告を申し上げます。

初めに、西和賀さわうち病院の医師体制について報告します。7月1日付で、熊谷和也医師を内科医長として採用いたしました。熊谷先生は、令和4年3月まで岩手医科大学病院心臓血管外科学講座に所属し、同医局で助教として活躍しておられました。地域医療に関わりたいということで、5月から会計年度任用職員として西和賀さわうち病院に勤務しておりましたが、このたび正式に常勤医師として採用することで、小原院長を含めて常勤医師3名の診療体制を確保することができました。大変ありがたいことと思っております。

熊谷先生は、患者さんやスタッフともすっかり打ち解けて、精力的に診療活動を行っていただいております。これまでの経験を生かし、さらなるご活躍を期待しているところでございます。

続いて、公用車の事故2件に伴う損害賠償に関わる専決処分について報告します。1件目は、本年1月10日、湯本地内において、大型ダンプが作業中にバックしたところ、大型ダンプの荷

台が商店の看板に接触し、当該看板を損傷したことによる損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話し合いが調い、議会の委任による専決処分を行いました。事故に伴う町の損害賠償金額は80万円となり、全額を保険金により支払うものであります。

2件目は、本年3月16日、左草地内において、除雪車が除雪作業中、NTT所有の電柱に接触し、当該電柱を損傷した損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話し合いが調い、議会の委任による専決処分を行いました。事故に伴う町の損害賠償金額は39万4,849円となり、全額を保険金により支払うものであります。

詳細につきましては、議会宛ての報告書に記載しておりますので、省かせていただきますが、公用車の運行に当たっては、安全確認を徹底するなどの注意を行い、その後の事故防止に努めてきたところであります。

続いて、新型コロナウイルスワクチン接種及び感染症への対応について報告します。4回目のワクチン接種については、町内の医療機関のご協力をいただき、7月4日から医療従事者、高齢者施設入所者などの接種を進めているところです。また、60歳以上の町民の皆様を対象としたワクチン接種は、7月21日から町内の医療機関での個別接種を開始し、町立西和賀さわうち病院での集団接種は、8月27日及び9月24日を予定しております。

町民の皆様には、日頃から感染対策の実施や慎重かつ冷静な行動に心がけていただいていることに感謝申し上げます。7月に入り、全国的に新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が増加し、県内においても、教育、保育施設や学校、高齢者施設などにおけるクラスターが確認されるなど、感染の流行が継続しております。感染対策の徹底が感染拡大の防止につながりますので、手指衛生、換気などの基本的な感染対策を徹底していただきますよう、引き続きお願いいたします。

また、マスク着用については、熱中症予防の観点も踏まえ、会話のあるなし、屋内、屋外など、場所、場面に応じたマスクの着用、取り外しなど、適切な使い分けの対応をしていただきますようお願いいたします。

これから夏休みを迎えるほか、お祭りやイベントなど開催される季節となります。町民の皆様には、基本的な感染対策を行っていただき、地域活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。

私から、以上3項目についての行政報告であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 これにて行政報告を終わります。

続いて、日程第4、議案第1号 旧開発総合センター解体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 議案第1号 旧開発総合センター解体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

ただいま上程になりました議案第1号 旧開発総合センター解体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この請負契約につきましては、予定金額5,000万円以上の工事請負契約であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

- 1、工事名、旧開発総合センター解体工事。
- 2、工事場所、西和賀町沢内字太田地内。
- 3、契約金額、8,855万円。
- 4、請負者、西和賀町沢内字貝沢3地割15番地1、株式会社田中建設、代表取締役、田中均。

参考までに、工期は令和5年3月22日、指名業者は町内7者、入札は7月5日に実施したも

のであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第1号 旧開発総合センター解体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の議事を終了しました。

これをもって第20回西和賀町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午前10時10分 閉 会